

平成 30 年度第 4 回長野県契約審議会

日時：平成 31 年（2019 年）2 月 8 日（金）

14 時から 16 時 30 分

場所：県庁議会棟 3 階 第 1 特別会議室

1 開 会

○井上企画幹

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様がお揃いでございますので、只今から、「平成 30 年度第 4 回長野県契約審議会」を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます会計局 契約・検査課 企画幹の井上和幸でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。それでは、お手元に配付しました次第に従いまして、進行してまいります。

本日は、10 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第 4 条第 2 項の規定による、過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まずご報告いたします。また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。

なお、会議の終了時刻につきましては、16 時 30 分頃を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願ひがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして、修正される可能性がございますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでははじめに、県を代表しまして会計管理者兼会計局長の塩谷よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○塩谷会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の塩谷でございます。本日は碓井会長さんをはじめ各委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところをご出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日の契約審議会ですけれども、審議事項といたしまして次第に記載の 2 件、また報告事項として 8 件を予定しております。

限られた時間の中ではございますけれども、委員の皆様の専門的な知識やご経験を基に、忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれどもごあいさつといたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○井上企画幹

続きまして、会議事項に入ります。

会議事項の議長につきましては、「長野県契約審議会規則」第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

○碓井会長

本日は年が明けてから初めての会であります。どうぞ本年もよろしくをお願いいたします。

それでは早速でございますが、会議事項(1)審議事項でございますが、ア「前回審議会の主な意見」につきまして、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは1ページの資料1をご覧ください。前回、第3回契約審議会の主な意見を要約、または類似のご意見についてはまとめるなどして整理させていただいたものでございます。

内容は記載のとおりですけれども、表の右側にあります事務局の対応案等のうち、網掛け部分は前回審議会事務局から説明・回答したものに、補足等を加えた項目です。上から3段目、金抜設計書の作成に係る不適切処理において小澤委員から、今回の不適切処理に対する改善策として、表計算ソフトを使用せず、積算システムによって行うことは難しいかというご意見がありました。これについては右側の対応案等の欄は網掛けとなっておりますが、後ほど資料4にてご説明させていただきます。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。さっと目を通していただきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。先ほどお話がありましたように、上から3段目の小澤委員のご質問については後で、資料4ということでお話があるということでございます。

それでは、おおむね、このまとめ方でよろしいということにさせていただきます。

イ 建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直し

○碓井会長

続きまして、「建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直し」につきまして、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

私のほうから「建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争

入札の見直し」について、ご説明させていただきます。

資料2の1をご覧ください。まず、1の現状でございます。本入札方式につきましては、「積算根拠の明確化」と「施工体制の適正化」を目的としまして、一定規模以上の工事において、入札時に内訳書等の提出及び下請要件を確認する資料の提出を義務付けております。また、県では入札参加要件につきましては、県内企業とする案件がほとんどでございますが、特殊な工事ですとか、大規模な工事では県外企業が入札する案件において、地域の雇用を確保する必要がある場合に、県内本店の下請負人への下請契約予定額の比率を示す「県内下請比率」を要件として設定しています。ここで補足でございますが、まずこの本制度の導入に至った経緯を若干触れたいと思います。

まず、平成15年の4月に長野県公共工事入札適正化委員会の中間取りまとめがございまして、これを受けて施行を開始したものでございます。具体的な提案といたしましては、まず入札制度改善として、大規模物件の発注工事について特定JVの結成を要件とせず、代替措置として一定規模以上の大型工事については、契約時に当工事を受注した建設業者に対して、一定規模以上の大型工事については契約時に契約額40%以上の下請契約を県内企業と締結する旨の条件を付するというご意見をいただいております。併せてもう一つですけれども、中小企業の受注機会の確保といたしまして、1億円以上の工事物件につきましては、入札参加者に対し工事内訳書に下請企業名を記載するよう求めるという提案をいただいております。この2つの提案を組み合わせまして、本方式を導入したものでございます。さらにその導入当時の背景でございますが、当時資格基準を導入したばかりのころでして、その当時の平均落札率というのが73.1%と、現在に比べるとかなり低い数字でございまして、工事の品質低下ですとか、下請企業へのしわ寄せが懸念されていたということもございまして、「施工体制の適正化」ですとか、「積算根拠の明確化」というものを目的として導入されたものでございます。

資料に戻ります。3番目になりますけれども、本方式については、「積算根拠の明確化」により下請人の保護ということを目指して、平成17年4月から本格施行開始しているものですけれども、その後発出されました「建設業法令遵守ガイドライン」に基づきまして、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引、施工体制の適正化等によりまして、現状では下請けを保護に関する制度がかなり充実している状況でございます。

さらに、本方式につきましては、入札時に下請人への見積もり依頼ですとか、書類作成、提出を求めていることから、受注者及び下請負人に負担をかなり強いということから、改善を求められているところでございます。

次のページをご覧ください。これにつきましては、通常受注希望型競争入札と、本下請要件付き受注希望型の競争入札の手続きフローを示したものでございます。左側につきましては、受注希望型競争入札でございます。通常受注希望型競争入札ですと、入札公告から開札までが16日間です。それからさらに落札決定までに25日を要しております。それに対しまして、本方式であります下請要件付き受注希望型競争入札は、入札公告から開札までまず24日間かかります。さらに落札決定までに34日間かかると。やはり通常の方式に比べて時間を要するという方式でございます。右下の枠の中をご覧ください。それによりますと、本方式の場合、応募者全員に提出書類を記載のものを求めています。

まず1つ目としましては、備考欄に下請負人の商号又は名称を記載した工事費内訳書、さらに下請金額を入れた施工体系図というものを、入札時に出していただくことになっております。さらに、落札候補者になった方には、下の枠になりますけれども、下請負人が作成した見積書、下請負人の商号又は名称を記載した施工体制台帳、あとは下請負人が配置を予定している技術者の資格証の写し、こういうものを落札候補者の審査の時点ですべて出していただくというものでございます。左の下の枠をご覧いただければと思いますけれども、入札手続き期間を長く設定している理由、これにつきましては、まず工事費内訳書の作成についてでございますが、工事費内訳書の作成に当たっては、応札者自らの積算ではなく、下請負人予定者からの見積もりを基に積算を行っていただき、さらにそれを基に工事費内訳書を作成していただくことから、見積もり徴収の期間ですとかそういうものに必要な日数を見込む必要がございます。さらに施工体系図の作成としまして、入札時に各下請負人の施工分担と配置技術者を確定させ、施工体系図を作成する必要があることから、下請予定者との調整にも必要な日数を見込む必要があるということで、通常よりも多い日数を要するということとなります。さらに上記に加えまして、下請負人の途中変更というのも認められておりませんので、そういったことから入札公告から落札候補者の決定までの間、下請負人が実質的に拘束されるということになりますので、受注者及び下請負人の負担というのもさらに大きなものになっていると。手続きフローの右に書いてございますが、実質的な下請負人の拘束期間というのは最大で27日間。その間拘束することになるということでございます。

次のページご覧いただければと思いますけれども、先ほど触れました建設業法令遵守ガイドラインの概要をお示したものでございます。上から策定の背景、目的、ガイドラインの内容について記載してございますが、まず背景につきましては、認識のないまま法令違反が多いということで、元請下請関係に関する規定について適用事例がこの当時なくて、違法であるという認識がないままの法令違反行為が行われている可能性があったというのが背景にございました。目的としましては、2番目の丸(○)になりますけれども、法律の不知による法令違反行為の防止ということで、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくということが目的でございます。

さらに具体的な内容としましては、元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体的な例の明示です。四角の星(★)印のところは枠で囲ってございますが、具体的には書面による請負契約の締結の実行ですとか、「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化、元請が取引上地位を不当に利用した指値発注ですとか、赤伝票処理の禁止等の事例を例示しましてガイドラインとして示しているものでございます。効果としましては右下にございますが、対等な元請下請関係の構築ですとか、公正・公平な取引の実現、不知による法令違反行為の未然防止というのを図るという意味で平成19年に策定されたものでございます。

資料2の1にお戻りいただければと思います。見直し内容のところをご覧いただければと思います。内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札につきましては、県外企業が下請けを活用する工事、具体的にいいますと橋梁上部工工事等がございますが、そういったもののみを対象といたしまして、一定規模以上の工事における内訳書等の提出義務を廃止します。具体的には①でございます。これまで予定価格がおおむね2億円以上の大規模工事と、予定価格が8,000万円以上の土木一式及び建築一式工事について、下請

け要件、内訳書等の提出を求めておりましたが、これについては廃止とします。②、県外企業が入札参加する案件の場合において、県内本店の下請負人への下請契約予定額の比率を示します「県内下請比率」を要件とする工事につきましては、普通に継続とするものでございます。効果といたしましては、受発注者の負担の軽減と入札手続き期間の短縮が図られると。実質 34 日が 25 日まで短縮となります。実施時期につきましては、平成 31 年、来月の 3 月からの公告案件から適用したいというふうに思っています。

1 の現状のところお戻りください。参考のところ、「下請 110 番」、元請け下請けの間で何かトラブルがあった場合に、その相談に乗る窓口として「下請け 110 番」というのがございますが、その相談件数について 17 年が 48 件、平成 30 年が 0 件になっておりますが、これについては 2 件、平成 31 年 1 月 31 日現在で 2 件でございますので、申し訳ございませんが訂正のほうをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは只今のご説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたら。吉野委員。

○吉野委員

さっき、経緯のところでも触れられたのかもしれませんが、今回県外企業のみを対象を絞ったという理由は何ですか。端的にいうと、県外企業は信頼できないというそういうことですか。

○碓井会長

どうぞ、事務局。

○事務局

まず、先ほどご説明したとおり、基本的に県が発注する工事の県内本店が原則でございますので、ただし特殊な工事ですとか大規模な工事については、県内本店ですとかもしくは県内で営業所があるということの要件を定めている場合がございます、そういった場合は県外も入ってくる可能性がある案件がございますので、そういったときに県外に絞ったときにやはり地元の受注企業機会の確保というものを図らなきゃいけないということで、その部分については下請け比率の設定については残すと。それ以外につきましては、県内企業が受注する案件につきましては、当然下請けさんもほとんどが県内企業ということと、あと元請け下請けの契約関係を施行開始した当時から比べますと、落札率もかなり上がってきておりました、元請企業さんの経営環境がかなり改善されてきているということから、県内企業についての下請要件ですとか内訳書の提出の必要性が、施行を開始した当時とかなり状況が変わっておりますので、そういったことで必要性のほうは当時と比べて薄れてきているということが今回の見直しのきっかけの理由でございます。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

はい。おっしゃることは分かるのだけど、いわゆる企業の負担としては、県外企業と県内企業同じだと思うのですよ。その辺はどうお考えになっているのですか。

○事務局

先ほど説明したとおり、目的2つございまして、ある程度一定規模、大規模な工事について下請けを保護するという観点で、まず下請要件内訳書の提出を求めるとというのが1つと、あと県内企業が受注する場合の本来の方式の目的としましては、県内企業をできるだけ下請けに付けていただくというものをあらかじめ要件として設定して、入札時にその下請け元請けの関係を確認した上で入札を行っていただくというものでございますので、目的としては2つございます。

○吉野委員

では、その県内を雇ってほしいというところですね。

○事務局

はい。ですので、できるだけ県外企業が受注する案件につきましては、県内の下請け企業さんを雇用というか採用していただきたいという趣旨の目的でございます。それについては残したということです。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

大きな目的としては、県内企業を下請けに使ってくださいと。それを確かめたいということですか。

○事務局

そうです。

○碓井会長

今のところ、ちょっと違うのではないかなという気がして仕方がないのですけれど。つまり、県内の下請けを使う場合に、使うというだけじゃだめで、その改正案にあるように継続ということで、今までのような内訳書等の提出を求めるといことでしょうか。私がこの資料から受ける印象は、元請けであろうが下請けであろうが、県内で、変な表現ですが、落ちるお金のものについては、こういうガイドラインも出たから、その負担を減らして緩やかにしましょうと。ところが、県外企業の場合には、県内に下請けを持っている場合で

あっても、そこにはお金はあまり渡さない可能性もある。だからそれをきちんとするために、県外企業の場合には、この②の場合はですね、内訳書等の提出を引き続き行う、そういうふうに理解したのですが、それは間違っていますか。つまり、下請けを求めることについては、内訳書のあるなしに関わらずあることでしょうか。②のほうは、内訳書の提出にいかんに関わらず下請けを使うという要件で出しているのですから。違いますか。

○事務局

先ほど、長野県公共工事入札適正化委員会の中間取りまとめのお話をさせていただいたかと思いますが、平成15年のときに、特定JVの要件を基本的に廃止しております。その代わりに県内の受注企業の受注機会の確保ということで、代替措置として県内請負比率を設定するというのがこの制度のスタートの目的ですので、それについては残すというものでございますので、当然内訳書も提出していただいて、しっかり下請けさんがどの企業が入るのかというのがあらかじめ入札時に資料として出していただくと。県外企業が受注する場合については、それについては残すということでございます。

○碓井会長

なぜ、その面倒な内訳書の細かいのまで出してもらおうかという根拠にはあまりならないような気がします。吉野委員、いいですかね。ちょっと私が本当の理由がよく分からなかった。つまり、複数の目的が入っていますよね。どうぞ、藏谷委員。

○藏谷委員

平成15年っていうと、73から75ぐらいで仕事やればやるほど赤字になっちゃうんだけど、やらないわけにはいかないからという地獄のような悪夢なんかを思い出しておりますけど、その時代にこれできたんですね。そうすると、下請けをいじめるだろうと、下請け100円でやりたいのに、75円でやるのかという話になると困るからということで、それで下請けさんから見積もりとって、このお値段でちゃんと下請けさんに出しますよということを約束しながら、工事を落札できますよと、下請けさんに優しい制度だったんですよ。

ところが労務費が上がり、制度がどんどん変わって、今クレームもどんどんなくなって、こういう時代になると、ただただ束縛時間が長すぎちゃって、それでもっと下請けさんも、僕らの技術を有効に使いたいんですよ。遊んでいる時間が長すぎちゃって。ということで、もうこれは役目が終わったでしょうということで改善をいただくのかなと思います。

ただし、技術的に県内業者では無理な技術も中にはあります。そのときは県外の大手、スーパーゼネコン含めてお願いすることになろうかと思いますが、そのときにもジョイントで2階建て、3階建てで県内の業者も一緒にジョイントの構成員で連れて行ってくれと。技術もちゃんと教えてくれという目的でやっているのです、それに関しては県内の下請け企業もある一定比率以上第一次下請けでお願いしたいという制度なので、私は大賛成で大変ありがたいと思います。

○碓井会長

堀越委員。

○堀越委員

今、藏谷委員からの説明で納得できた部分もあるのですが、確認といたしまして、この見直しの内容が実施されたとして、下請け人の保護について補填されるということによろしいのですね。

○碓井会長

じゃあ、柳澤委員にお願いしましょうか。

○柳澤委員

はい。今の堀越先生からも言われた、この大規模というか工事について外すという理由が、どういうふうに説明されるのかな。下請け人を保護するための制度、それを考えなくてもいいことだろうと。むしろ迅速に実質的な下請け人の拘束を解いてあげるほうがいいという、どうして大規模工事がそういうふうになるのかなという説明の理屈が頭の中で追いつかなくて、老人の頭の中で考えたのですけれども。こういう理由で結局大規模工事については外しても、下請け人の保護について問題がないという説明がなければ、こういう結論は出ないはずなのですよ。そしてそれに代わってこういうメリットがあるってという説明があるはずだと思うのですが。ちょっとそこが自分の頭の中で納得できないので併せて説明していただければと思います。

○碓井会長

どうぞ、堀越委員。

○堀越委員

すみません、やはり私個人として気になるのは、きちんとその下請け人の保護っていう部分について、改正されたとしてもきちんと補填されるのかどうなのかっていうところは非常に気にかかるところなのです。

○碓井会長

はい。分かりました。堀越委員のおっしゃるのは、担保されるのかってことですね。

○堀越委員

そうです。

○碓井会長

どうぞ、事務局。

○事務局

はい。下請けの保護の担保についてでございます。まず、先ほどご説明しました「建設業法令遵守ガイドライン」というものにつきましては、建設業者さんに集まっていたい

て毎年1回開催しています法令遵守講習会というのがありまして、その中でまず、こういった行為というのは建設業法違反になりますというものはしっかり周知しているところがございます。あと、各工事についてですけれども、まず工事着手、契約してから工事着手する前に、施工体制に関する工事書類としまして下請け人の一覧表、こういった下請け人さんを使うかというものと、あと施工体制台帳ですね。それと、施工体系図というもの、さらにその施工体制を確認する書類として下請負人契約書と、あと再下請けがある場合は、再下請けの契約書の写しを着手前に確認することとしております。このときに、まずそれらの書類から施工体制として十分かどうかということを確認するとともに、不適切な下請け契約があるかどうかというのはその契約書がございますので、しっかりその見積書に基づいて契約をしているかとか、そういったものは着手後に確認をいたしますので、まずそこで確認をしていると。そこでまず担保をしたいと。さらに、不適切な契約の事実が確認された場合には、当然元請けさんのほうに是正を求めます。ということを実際に契約後に行うものですから、その中でしっかりそこを担保していきたいというふうに考えております。これにつきましては、今までもやっていたことですが、さらにそこをしっかりと工事実施する中で確認をしていく、そういった中で下請け人の保護という観点でもしっかりと担保していきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○確井会長

そうしますと、先ほど吉野委員さんの質問との関係で言えば、県外企業の場合なぜそのやり方だけではだめなのかという、その根拠を説明していただかないと。どうぞ。

○事務局

まず、担保の点の補足をさせていただくんですけれども、こういったガイドラインに沿ったいわゆる着手後の確認というものがやるようになりまして、約10年近くたっております。その中でやっぱり実績として、その着手後にいろんな確認を行うことで十分下請けの保護ができるという確信が持てる段階に入ったということで、今回の改正を行わせていただくというものが1点あります。これは補足です。

それから、今確かに会長の指摘のとおり、県外企業さんに対しては県内企業との契約の比率を確保してもらいたいというのが一番のこの制度を活用したい理由ですから、確かに内訳書の中身の負担を軽減するということは検討が必要かなという、今若干その辺は感じましたので、趣旨として県内の企業の請負比率を確保するということはきちんと残しつつ、負担軽減については併せて検討させていただければというふうに考えております。

○確井会長

それから先ほどの柳澤委員の質問、この表現だけだと柳澤委員のように理解してしまうのですが、①のところ、おおむね2億円以上の大規模工事って書いて、右側【廃止】って書いてありますからね。何で大規模なのだけ廃止するのかってこういうご質問になるのですが、これは、そうではなくて、前は、大規模なものについてだけやっていた。小規模はやっていなかったという意味です。だから、その大規模のみにやっていた方式をなくすという、そういう趣旨ですから、別に大規模工事を緩和するという意味じゃない。大規模

工事だけを緩和するという趣旨じゃないです。もともと小規模はやってなかったという。そういうことですね？

○事務局

そのとおりです。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

この県外企業はこの制度を残すっていうことは、恐らく県内の企業であれば、下請けも県内の業者さんではないかっていう想定があるのではないかと。で、元請けが県外になりますと、下請けも県外になりやすいのではないかとそういう危惧からこうなっているのではないかなというふうに思うのですけれども。で、例えば元請けの都合で県外の元請けさんが自分の近いところの下請けさんのが仕事しやすいっていう意味でこの県内下請け比率が低い場合はちょっとやっぱり県内の下請けを使っていたらいいなっていうのは県も考えるところだと思うのですが、この技術的な問題でどうしても県内の下請けを使うわけにはいかないというような場合で、この県内下請け比率が一定以下になった場合は、どのように対応されるのでしょうか。そういった場合ははねられてしまうのですか。

○碓井会長

どうぞ、事務局お願いします。

○事務局

はい。まず県内比率の設定の方法というか考え方ですけども、幅については 20 から 40 の範囲で設定することとしております。それとその設定の割合については、例えば具体的に下請けが可能な工事の割合ですとか、施工可能な県内企業の有無、いるかないかという話ですね。あと、工事の種別、施工の数量等を勘案しまして、その比率というのを設定します。ですので、逆にいうと県内の下請けさんいくら多くいらっしやっても、施工ができないという場合は設定ができませんので、そういったできるだけ県内の企業が施工できる範囲はこれぐらいで、これぐらいは確保してほしいという範囲を案件ごとに調べまして、それで比率は設定していますので、おおむね大体発注時にそれぐらいの比率は確保できるだろうという想定でやっておりますので、まずそういうことはないのかなというふうに思っております。

○碓井会長

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員

技術的に県内に対応できる下請け業者さんがいない場合っていうことが考えられるのか

など思ったので、そういう場合は数字ではねるのではなくて、内容を見るわけですね。

○事務局

はい、そのとおりです。ですので、県内の下請け企業で対応できない場合は逆に設定をしないということになるかと思います。

○碓井会長

はい。他にいかがでしょうか。湯本委員お願いします。

○湯本委員

若干戻る部分があるのですが、下請負さんのその保護の関係で、それぞれ保証の担保については理解できたのですが、先ほど最後の説明の中で実際「下請け 110 番」ですか、今回ちょっとあったということでありまして、最終的にまた保護を訴えたい場合ってというのは、この「下請け 110 番」ということでいいのではないかというふうに認識はしておりますけれども、具体的に今回増えた理由ってというのは何かあれですかね。増えた理由っていうか、具体的にはどういう中身の相談内容だったかっていうところまでは分かればと思いますけれども。

○事務局

すみません、後で回答させていただきます。申し訳ございません。

○碓井会長

十分に調べてください。

では、私から、なぜ、この②のほうだけ継続させるのか理由を考えてみたのですが、先ほどのご説明の中で県内下請け比率というのをあらかじめ示しているわけですね、発注する側で。そうすると、それを入札時に一応その約束で始めるのだけれども、結果においてそれが守られるようにするには、この複雑ではあるけれども、内訳書をきちんと出してもらおう。それで、下請け予定の業者さんのものもきちんと出す。それによって担保されるわけですね。そのように理解すればいいのですか。それは、結構大きな担保っていうか、下請け比率を実際守ってもらおうと、発注時だけではなくて。そのように理解すれば何となく頭の整理ができるのですけど。

○事務局

はい。当然、入札書と合わせて提出いただく書類ですので、逆に今会長さんがおっしゃったとおり、誓約書みたいな位置付けのものになるのだと思いますので、そういった意味合いでございます。

○碓井会長

なるほど。そうすると吉野委員、何となくご理解いただけるのではないのでしょうか。

○吉野委員

確かに会長がおっしゃったように、そういうことに限定した内訳書なら。あんまり何かボリュームがあって大変じゃないかという意味です。

○碓井会長

それはそうですね。それは技術管理室長が先ほどもおっしゃったように、多少の改善の余地はあるかもしれないというご指摘でしたね。

他に皆さんからご質問やご意見ありませんでしょうか。じゃあ、奥原委員どうぞ。

○奥原委員

すみません、内訳書の見直しについてはこのとおりで結構ですし、その落札率が平成15年当時とすると、落札率が改善したりしてきたということはだんだん分かってきました。それで、前もちょっと意見としてお話しさせていただいたのですけれども、県の発注工事についてはこの具合で現場のほうも改善されてきているところもあるということですが、例えば県の持ち物であるけれども、住宅公社ですとか教育委員会ですとか、教育委員会でしたら高校、県立高校が今86校あるかと思うのですけれども、そういったものの建物に関わる入札ですとか、公社の修繕に関わる入札ですとか、そういったものは外部委託でということで、県と全く違った方法で公告というか入札・発注されていますので、そちらのほうももともとは県の持ち物ですので、そういったところにも県に準じた入札方法をとっていただけるとありがたいなと思うところです。

○碓井会長

これはご意見として伺っても大丈夫ですか。

○奥原委員

はい。改善していただければありがたいです。

○碓井会長

じゃあ、何か事務局からコメントありますか。いいですか。

○事務局

特にはありません。分かりました。

○碓井会長

じゃあ、藏谷委員どうぞ。

○藏谷委員

1つ確認といたしますか、県外企業というのは単独受注の場合ですね。ジョイントの場合はどうなりますか？ 代表者が県外の場合は2番に当てはまりますか、はまりませんか。

○碓井会長
どうぞ。

○事務局

はい。今回の制度は単独受注の場合です。JVの場合は除きます。JVの場合は、基本的に技術提案型がJVの場合はほとんど大規模、あとトンネルですとか、特殊橋梁についてはJVも認めておりますので、そういったものについては基本的に技術提案の総合評価ということになるかと思えますけど、その中の評価の中で例えば地元の受注がどのくらいあるかとか、そういったものでしっかり確認をしていくというふうを考えております。ですので、基本的に今回の制度については、単独・単体で受注したものに対して、下請け要件を付けるというものでございます。

○藏谷委員

ここ最近では建築多いじゃないですか、今信濃美術館とか、佐久の武道館。昨今ではこの県庁の耐震・免震補強とか。数十億から百億クラスの大きなジョイント、地元の企業含めてジョイントされたけど、そのときにはそういう下請け比率の条件はお付けになりますか。なりましたか。

○碓井会長
どうぞ。

○事務局

はい。最近の事例をちょっとご紹介したいかと思えますけれども、県立大の三輪キャンパスが結構大きな規模で発注されましたが、それはJVでした。そのときは下請け要件というのは付けておりませんが、その代わり設計図書の一部を、条件明示書の中で「県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、下請け契約においては県内企業の採用の取り組みを推進します」という旨を記載してございます。さらにその中で、県外の下請けを使う場合は、報告書を出して、契約相手の弁償と、あとどうしても県外にしなきゃいけない理由を書類で提出いただくことになっておりますので、その中で、それはやはり県外じゃなきゃだめだよってというような理由ですね、やむを得ない理由っていうのが認められれば、そこで県外の下請けも認めているという確認を契約後にしております。

○藏谷委員

はい。建築と土木、違うかもしれませんが、やはり県内企業の育成・保護という観点からはやっぱりそういった建築の関係とかジョイントの関係も同じ考えで臨機応変といいますか、対策していただければ大変ありがたいなと思って、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

○碓井会長

はい。他に。それでは、先ほどの質問の答えが出ましたか。

○事務局

今年度の「下請け 110 番」の相談内容に関するご質問でございます。相談件数は 2 件ありまして、いずれも下請け代金の支払いの関係でございます。

1 件目は、市町村発注工事で元請・下請間のトラブルがあって、下請け代金のうちから給料が払えないという相談が、下請けさんの従業員さんからありました。その原因というのは、元下間のトラブルにあり、どうしたらいいかという内容でございます。市町村発注工事ということであり、公共工事につきましては、ある程度市町村の担当者とは顔の見える意思疎通のできる関係にありますので、当該市町村を通じて発注者としての調査・解決をお願いしましたところ、下請代金の支払いが行われ、下請け従業員への給料の支払も行われました。これが 1 件目です。

2 件目は、民間発注の外構工事で、下請けが現場の施工を担当したのですけれども、仕上がりが悪いということを理由に、元請けから全部やり直せという指示があり、トラブルになりました。民間発注工事でありまして、相談者は匿名希望で、元請名も言えないとのことでありましたので、私どもとしても相談をお聞きする以上、打つ手がありませんでした。実名でご相談をいただき、元請名も匿名でなければ、私どもから元請けに対して、下請け 110 番にこういうご相談が来ているので、解決にご協力いただけませんかということでお伝えができるのですけれども、匿名を希望とのことでした。したがって、法律相談の窓口となる法テラスをご紹介させていただくことで、了承をさせていただいたというところでございます。以上 2 点でございます。

○碓井会長

はい。よろしゅうございますかね。

○湯本委員

はい。ありがとうございます。

○碓井会長

今のご説明を伺って少し交通整理をしますが、先ほどのガイドラインは、公共部門の工事だけではなくて、民間も含めた建設業を扱っていて、それから今の「下請け 110 番」のことも、県のことだけでの下請け相談、「下請け 110 番」ではなくて、全部含めた建設業のほうの下請け関係と理解してよろしいですね。幸い事務局の後ろのほうに皆さん、建設業政の役割を担っている方々が控えておられるから、そういうことになっているだろうと思います。発注者としての県の立場だけではないということでも理解してよろしいですね。

どうもありがとうございました。だいたご意見も頂戴しましたが、先ほど技術管理室長からもご発言がありましたので、継続する②についても、もしより簡便化できるようなところがあつたら、それは工夫していただくということで、おおむねこのような方向でよろしいということにさせていただいてよろしゅうございますか。

はい。どうもありがとうございました。そのようにさせていただきます。

(2) 報告事項

- ア 金抜設計書作成の不適切処理に係る調査結果
- イ 金抜設計書作成要領の策定

○確井会長

それでは、続きまして(2)といたしまして報告事項の「ア」金抜設計書作成の不適切処理に係る調査結果、それから「イ」金抜設計書作成要領の策定、両方まとめて事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。5ページ資料3をご覧ください。金抜設計書作成の不適切処理に係る調査結果についてご報告いたします。

事案の概要は、県が入札公告時に公表いたします金抜設計書において、金額情報を削除せず背景と同じ白色の文字としたことで金抜設計書のPDFデータに情報が残り、積算価格が読み取ることができる状態になっていたというものでございます。

前回の契約審議会において、対象予算年度が平成30年度について調査結果を報告いたしました。今回の報告は、その後継続して調査した結果についてでございます。表をご覧ください。調査対象予算年度ごとの調査件数、積算価格が読み取れる案件数を示してございます。前回の契約審議会において、平成30年度予算の約5,100件を調査した結果、積算価格が読み取れる案件が建設部で8件確認された旨を報告いたしました。その後、表の下の※印に記載してございますとおり、県の全ての機関で電子データを用いて入札公告を行った案件について、電子データが確認できる全てを調査しました結果、表の太枠内に記載のとおり平成24年度から平成29年度の約4万1,600件の電子データが確認でき、このうち積算価格が読み取れる案件が建設部で15件、林務部で1件、計16件確認されました。1の(2)をご覧ください。積算価格が読み取れる案件の全16件につきまして入札参加者、発注機関の積算担当者と工事事務担当者への聞き取り調査を前回と同様、今回も行いました。入札参加者への聞き取りでは、積算価格を「見た」との回答が1者のみあり、それ以外の者は「見なかった」という回答でございました。積算価格を見た1者は、その積算価格を「参考にしなかった」と回答しており、その理由は「自社積算にて適正な価格を算出していたため」との回答でした。なお、この者は当該案件を落札しておりません。発注機関の積算担当者ならびに工事事務担当者への聞き取りでは、意図的な価格漏えいの証言はありませんでした。不適切処理の発生原因につきましては、PDFファイルの機能やリスクについて職員の認識が不十分であったこと。また、金抜設計書を電子化する際のデータ取り扱いに関するマニュアルがなかったことが考えられます。このため、再発防止策といたしまして、研修等の機会を通じて職員のセキュリティ意識の向上を図ってまいります。また、金抜設計書の電子化に当たっての作業マニュアルを作成し、運用の徹底を図ってまいります。さらに、設計積算システムの利用拡充を図り、これまでシステムで対応できなかった保守点検業務等の積算につきましても、システムで積算できるようにすることで人的ミスが発生しない体制を構築することとしております。今回の件を教訓としてしっかり受け止めまして、再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。説明は以上でござい

ます。

○確井会長

では、資料4についても引き続きお願いします。

○事務局

6 ページ、資料4をご覧ください。金抜設計書作成要領策定についてご報告いたします。先ほどご報告いたしました金抜設計書作成の不適切処理につきまして、再発防止を図るため、また入札公告時等における設計内容の適切な明示、積算に係る受発注者の負担軽減を図るため、金抜設計書の作成に必要な定義、構成、保存期間等を含め詳細な要領を定めました。主な内容をご説明いたします。

(1) 金抜設計書の定義につきましては、入札公告時等に入札参加者等が応札額の算出に必要、又は参考となる情報を明示した図書といたしました。

(2) 金抜設計書の構成につきましては、契約条件となります設計図書の一部と契約条件とならない参考図書で構成されます。構成の詳細を7ページに示しましたので、1枚おめくりください。設計図書の一部には、(ア) 図面と書かれているように、図面、仕様書、現場説明書、数量総括表がございます。この設計図書の定義につきましては、契約約款と共通仕様書ですすでに定義付けがされておりますことから、これらに基づき整理を行ったものでございます。下に記載の※1のとおり、設計図書には上記の(ア)から(エ)の他に、「現場説明に対する質問回答書」が含まれます。しかし、金抜設計書の作成時点では入札公告前でございます、「現場説明に対する質問回答書」がまだ存在しないため、金抜設計書には含まないものといたしました。上の図にお戻りください。

次に参考図書についてでございます。参考図書は閲覧設計書とその他の図書で構成されます。閲覧設計書とは、また下の※3に記載のとおり設計積算システムで作成するもので、業務名、設計概要などを示します設計書の鏡の他、統括情報表、工事費内訳の金抜などにより構成されます。参考図書を構成するもう一つがその他の図書です。数量計算書、位置図など必要に応じて作成するものでございます。

6 ページにお戻りください。(3) 閲覧設計書の作成上の留意点につきましては、金抜設計書は設計積算システムにより作成することを原則といたしました。下に記載の※1に示してございますが、これまでシステムで積算できなかった案件にも対応できるように、任意の諸経費率を設定できるようシステム改修を行いました。これにより、保守点検業務等の積算も可能となり、おおむね全ての案件をシステムで積算できるようになりました。運用開始日につきましては、事前にお配りした資料では平成30年2月1日と記載してしまいましたが、正しくは本日お配りしました資料のとおり、平成31年2月1日からの運用開始でございます。申し訳ございません。今後、金抜設計書は自動作成されることから、白文字の情報が残るなど人的な作業による不適切処理は今後おこりません。

閲覧設計書の作成上の留意点としましてもう一つ、数量、歩掛、積算条件を参考として明示することを示しました。閲覧設計書は入札参加者が応札額の算出に活用するものであるためです。(4) 金抜設計書の保存期間につきましては、電子媒体または紙媒体で竣工または完了検査が終わるまで保存することといたしました。

本要領の適用は、建設部が平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事等に適用することとしております。他部局におきましても、本要領に準じて対応を図る予定ですが、建築工事につきましては、積算方法が違うことから本要領の適用外となります。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご報告につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、吉野委員どうぞ。

○吉野委員

金抜設計書作成要領の適用について、建築工事は除くと書いてあります。積算方法が違うからおっしゃったのですが、これについてはいずれ適用するというお考えですか。積算方法が違うとおっしゃっても、何らかの方法で将来は、というのはございますか。

○事務局

はい。現在具体的な見通しはございませんが、検討をしております。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。はい、大窪委員。

○大窪委員

資料 3 の調査結果の（1）の表ですけれども、ここで平成 30 年度と平成 24 年度から 29 年度、それから合計の調査件数が「約」というふうな曖昧な表現になっているのはどういう理由からか教えていただきたいのですけれども。

○碓井会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。調査件数は私どものほうで詳細につかんでおりますけれども、ここで細かい数字まで載せる理由はないと考えまして、概数で示しました。

○大窪委員

こういう報告をしていただく場合に、母数という数字はとても大事なデータになると思いますので、そのままの実数を示していただくのがよいと思います。

○事務局

以後気をつけます。

○大窪委員

すみません、よろしくお願いします。

○碓井会長

他に何かありますでしょうか。はい、渡辺委員どうぞ。

○渡辺委員

2番のところですけど、調査件数に対して割と少ないと思ったのですが、金抜設計書の作り方はいろんなやり方があるってことですか。もし全部同じように作ってればもっと多くなっているのかなと思うんですけど。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

調査件数に含まれる中には、設計書まで作らない物品の購入など、さまざまなものがございます。この中の多くがそういうものでございます。その他に、工事等で金抜設計書を作る案件には、金抜設計書を専用のシステムで作るものと、システムが対応していないため表計算ソフトで作るものがございます。今回、不適切処理が発生したものは、金抜設計書を表計算ソフトで職員が独自に作っていたものです。限られた案件の中での発生ということで、案件数は調査件数に比べて少ない数字となっております。

○渡辺委員

調査件数は金抜設計書を作った件数ではないということですね。

○事務局

はい。そういうことでございます。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。

○渡辺委員

金抜設計書を作った件数に対してどのぐらいか分かるかというのかなと。いずれにしても結論はExcelで作ってPDFに入れると見えてしまうということですね。

○事務局

はい、そうでございます。

○碓井会長

他に何か。それでは、この件については報告を承りましたということでよろしゅうござ

いでしょうか。ありがとうございます。

ウ 週休2日工事における労務費等の補正

○確井会長

それでは、次の報告事項のウ、「週休2日工事における労務費等の補正」について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、私のほうから資料5の1、週休2日工事における労務費等の補正について説明させていただきます。

現在、長野県では本年度から「施工者希望型週休2日工事」に取り組んでおります。こちらにつきましては、この契約審議会でも何度かご報告させていただいておりますが、週休2日工事とは、工期の7分の2を現場閉所するという工事になります。この中で週休2日工事を希望し、そして達成した場合については、労務費等の経費の補正を行って請負代金を増額しております。こちらにつきましては、具体的にご説明いたしますと、例えば通常1日1万円の労務単価で積算している工事があったとしますと、これを通常であればそのままですけれども、週休2日工事をしたいということで希望し、そして達成した場合については、その労務単価を1万500円で積算し直して、請負代金を算出し直してお支払いしているということになります。このような週休2日工事に今年度取り組んできましたが、11月30日の時点で週休2日工事を希望した件数を調査したところ、約2割程度にとどまっているということが判明いたしました。そこで、さらにこの週休2日工事にチャレンジしやすい環境を整備するために、国土交通省に準拠して週休2日工事を希望して達成できなかった場合についても、その達成度に応じて補正を行っていくということをしていきたいと考えております。

具体的には資料5-1の2の実施内容をご覧いただきたいんですけども、こちらに一覧表がございますので、達成度と達成率を記載してありまして、それぞれ掛ける補正係数をお示ししております。これまでは、一番上の達成度「達成」、達成率「100%以上」という欄のみ補正を行ってきたわけですけども、おおむね達成、達成率「87.5%以上」、一定程度達成、「75%以上」の場合についても、補正を行っていきたいと考えております。この達成率というのは、週休2日工事、7分の2の現場閉所を行った場合を100%とした場合に、それを下回った場合の率ですけども、計算式はこのアスタリスクでお示ししてあるとおりでございます。3の実施時期につきましては、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から実施いたします。

1枚めくっていただきまして、資料5-2になります。こちらはこれまでの取り組みについて概略的にお示しをしております。今説明した内容につきましては、平成31年度の欄のところになります。もう一点、週休2日に取り組む企業を評価する総合評価落札方式の導入についても、31年度に検討をしてみたいと考えております。説明は以上です。

○碓井会長

ありがとうございました。只今のご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。吉野委員どうぞ。

○吉野委員

請負代金の増加ということなので、ちょっと前にもお聞きしたかもしれませんが、これは施工者からの内訳書の提出で確認するのですか。お金払うわけだから、内訳書だけですか、あるいは領収書なんかを見るのですか。そこは教えてください。

○事務局

工事の代金は、われわれのほうの予定価格、積算した価格がありまして、それに対して業者さんが入れてきた落札額があり、変更がなければそのまま落札した金額をお支払いすることになります。変更の場合は、予定価格に当たる積算価格を、変更内容に応じて積算価格を出しまして、それに対して落札率を掛けてお支払いする額を決めます。ですので、その際に労務費とかの補正を行って積算価格を算出してお支払いをいたしますので、金額に関してはそのように算出をさせていただいております。工事内訳書あるいは支払いの明細というものは確認しておりません。それで、週休2日工事を行ったかどうかというこの確認というのは、週休2日工事が現場閉所ということで定義をさせていますので、現場を閉所したことを工事記録として提出していただいて、週休2日工事を達成したかどうかということを確認させていただいております。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

ということは、結局いわゆる受注者の申告でやるということですね。

○事務局

基本的には受注者の申告でということになります。

○吉野委員

そういうことですね。

○碓井会長

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

基本的な質問ですけれども、経費の補正の補正時点っていうのは、全て工事が終了したときということよろしいのですよね。

○事務局

はい。

○堀越委員

そういうことですね。それでもう一点、この補正率の根拠を以前に説明があったかもしれないのですが、例えばその100%達成した場合に、労務費が1.05というふうになっているのですが、5%増しですよ。それで、その週休2日による経費補填ができるのかどうか、その5%あるいはおおむね達成の場合には3%、その辺の根拠ってというのはどこからきているのでしょうか。

○事務局

こちらの補正の係数の根拠につきましては、全て国交省で使っている数字に準拠しております。国交省のほうでここの詳しい算出方法については明示されておりませんので、われわれも分からないのですが、おそらく国交省のほうで週休2日工事をやっている場合とやっていない場合の工事について比較して、何らかの算出根拠があって出されていると思われる。

○堀越委員

過去において、モデル現場で指定された工事などもあったかと思うのです。期間限定で週休2日をやってくださいってというような形もあったのですが、実際には期間終了したらその週休2日は取りやめってというような実態があって、実際に国交省の1つの基準の数字を使っているっていうのは、それが基準なのでしょうけれども、現場においてはそういったもので実際に経費補填ができるのかどうかっていうところは、非常に疑問に思っているところなのです。それで、やはり2次、3次の下請けになると、実際にそういった経費補填がその下請けまで流れていくかどうかっていうところも、割と不明確なところがありまして、当初その社会保険の加入については、かなり見える化といいますか、分かるような形でそのところを予算取りなさいというような形になっていましたので、ここの部分についてもやはり「見える化」のようなことで工夫をこらしているのかもしれませんが、もしやっていないとするならば、そういった必要があるのではないかなというふうに思います。現場としていかがですか。

○藏谷委員

例えば30日で今、大体週休隔週土曜日休みが普通なのかな。3割ぐらいしかいないんだけどね。そうすると、月に2日休みが増えるじゃないですか、休みが土曜日。そうすると、30分の2増える。単純計算すると0.65ぐらいになる。だから、1.05じゃなくて、1.065かなと思うのだけれども、国交省はこうなんだから。でもね、100%を含めておおむね達成を87.5%、一定程度達成を75%と、県も追従していただいたのは、大変ありがたいと思います。

あとは、労務費の追跡調査の件もありましたけど、本当に1次から2次、3次、4次まで流れているかは、これ民対民の問題で、柳澤先生難しいですよ。あとはその企業のオ

一ナーの良識に従うよりしょうがないかなと思いますけど。会社の経営によっても違うと思うし。これは難しいことだと。先生どうでしょう。

○堀越委員

やっぱりいけないことですよ。

○藏谷委員

分かりません。2次、3次、4次、5次までは。

○碓井会長

他にいかがでしょう。はい、湯本委員。

○湯本委員

堀越委員と全く重ねてなんですけれども、ぜひ特に下請けの皆さん、日給の方もおいでになるのでリスクを一番努力してもらいたいということ、以上です。

○碓井会長

ちょっと私、初歩的な質問で申し訳ないのですが、1つは週休2日を促進するという政策目的です。今の議論に出てきて、週休2日を実施すると現実に費用が増えるのですか。つまり、事前のご説明を伺ったときは、働きが減ると労働者の方は暮らしが厳しくなるからもっと賃金をくれとこういうことになるというような説明があったので、そういうこともあって現実の費用が増えるのですか。ここで議論している労務費とか、あくまで積算上のものでしょうか。それを修正・補正して何倍かした上積みを余計に払いますと。請負金額より増やすということなのですが、その辺どうなのでしょう。

○事務局

はい。実際に現場でも増えます。どれだけ増えるのかっていうのが非常に難しいことではあるのですが、労務費に関してはおっしゃられたとおり、期間が休めって言われてもその月で暮らす費用は人それぞれの生活は変わらないので、やっぱり労務単価を上げてもらわないといけないっていうのがあります。

○碓井会長

それは右側の現場管理費は、そういうもの全て共通なのですか。

○事務局

現場管理費も現場を管理する費用ですので、期間が長くなれば長くなるほど現場管理の費用がかかる、レンタルする機械がかかる。そういったものになります。

○碓井会長

なるほど、分かりました。他にいかがでしょう。じゃあ、これも報告承りましたとい

うことでよろしいでしょうか。それから念のためですが、8ページの2の実施内容の一覧表ですが、記録に残すとき、下の「おおむね達成」と「一定程度達成」と黒枠で囲むなり何なりして、ここが追加されるということが一目で分かるようにしていただくと、大変優しくなるかなという気がします。

○事務局

そのとおりでございます。

○碓井会長

よろしく願いいたします。

それでは、途中でございますがここで10分程度休憩をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(休憩)

エ 建設工事等における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況

オ 建設工事における低入札価格調査の実施状況

○碓井会長

それでは、再開させていただいてよろしゅうございますか。

続きまして、報告事項のエ、「建設工事等における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況」及びオの「建設工事における低入札価格調査の実施状況」につきまして、両方まとめて事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

委託業務における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況について説明させていただきます。

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）は、委託業務それから舗装工事の入札におきまして、同額入札が多数となりくじ引きによる落札者の決定が常態化していたために、昨年度のこの審議会での審議を経まして、委託業務については平成29年6月、舗装工事は平成30年1月より試行を開始しているところです。平成30年の12月末までの開札状況がまとまりましたので、今回状況を報告させていただきます。

まず、委託業務ですけれども、評価項目と配点については資料の2の表に示すとおりです。なお、表中の評価項目の3の地域加点については、平成30年4月より配点を改正しております。これは、地域加点の設定状況について発注機関ごとにはばらつきがあったこと、また業界からのご意見をいただく中での改善要望を受けて、加点対象区域の設定と配点のピッチを改善したものであります。この表のところで訂正がありまして、表の下※印で記載しているところですが、地域加点の最小値と記載しておりますが、最小値ではなく、「最小単位」という言葉の誤りですので、大変申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

続きまして、委託業務におけるくじ引き発生状況の状況ですけれども、29年度それから30年12月末までの実施状況です。くじ引き発生率は、平成29年度では受注希望型の67%に対し、簡易Ⅱ型は32.5%。30年度では受注希望型の66%に対し、簡易Ⅱ型は40.9%と今年度やや上昇しております。また、くじ引き案件のくじ対象者数ですけれども、平成29年度では受注希望型の9.6者に対し、簡易Ⅱ型は3.4者。平成30年度では、受注希望型の9.8者に対し簡易Ⅱ型は4.5者と、同じく今年度やや増えております。この増えている要因は、先ほど申し上げましたとおり地域加点の発注機関のばらつきを改善するために最小単位を改正・統一したことによるものと思われませんが、くじ引き発生率、それから対象者数の軽減については30年度であっても一定の効果を得ていると捉えておりまして、委託については引き続きこの内容で試行を継続していきたいと考えております。

次のページにお進みください。11ページが舗装工事の状況になります。評価項目と配点は4番の表のとおりです。上から①の工事成績、これは必須項目としまして、②の施工体制、③の地域要件、④の社会貢献、⑤の技術者配置の4分類・8項目の中から発注機関が2項目を設定し、合計6点という価格以外の評価点を設定いたします。続いて5の表が、平成29年度と平成30年度12月末までの実施状況です。本日お手元にお配りしました資料に、マーカーで色を付けているところがございますけれども、こちらは先にお送りさせていただいた資料の中に誤りがありましたので、訂正させていただいております。大変申し訳ありません。表の中で、くじ引き発生率ですけれども、平成29年度では受注希望型の59.2%に対し、簡易Ⅱ型は57.7%。30年度では、受注希望型の51.5%に対し、簡易Ⅱ型は50.7%となっており、くじ引き発生率の低減にはつながっていない状況であります。続いて、くじ引き対象者数ですが、平成29年度では受注希望型の9.6者に対し、簡易Ⅱ型は6.5者とある程度の効果は現れておりましたが、平成30年度になりますと受注希望型の6.4者に対し、簡易Ⅱ型は7.0者と効果が得られていない状況であります。

一番下の表、6の表が発注機関ごとの試行状況をまとめたものです。この表中のくじ引きの欄のところで空欄になっている発注機関においては、くじ引き発生率はゼロ、発生していないということになります。ご覧いただきますように、くじ引き発生状況は発注機関によってばらつきが大きいということがお分かりいただけるかと思えます。それも含めまして、くじ引き発生率の低減になっていないという原因につきまして、こちらで各案件の配点状況等も調べましたところ、評価項目の設定につきまして、また一番上の表に戻っていただきますけれども、4の表の中の3の上段、「本店の所在地」、それから⑤の上段、「主任技術者の専任配置」、この2項目を加点している案件が非常に多い状況でありまして、くじ引きが多発している発注機関の管内においては、この2項目の加点を得る企業が多くて、結果的に全く差が付かない、結果くじ引きになってしまうという状況にあります。現在、その発注機関に対しまして、この加点パターンを今の多数選ばれているパターンに固定せずに、地域の実情を踏まえつつ、他の項目を加点対象に選定してほしいということで、より効果的な運用を要請しているところで、現在施工体制や社会貢献、若手技術者など他の項目を評価項目とした案件も徐々に出てきている状況にあります。本施行については、今後そうした加点項目の多様化を要請し進めつつ、その効果を検証して必要な制度改善を行っていききたいと考えております。簡易Ⅱ型については以上になります。

○碓井会長

では、資料7のほうをお願いします。

○事務局

はい。私のほうから資料7、建設工事における低入札価格調査の実施状況について説明させていただきます。

1の取り組み内容でございますが、建設工事における受注希望型競争入札では、平成30年4月以降の公告案件より低入札価格調査を実施しております。この低入札価格調査の実施につきましては、平成29年度昨年度の第4回の契約審議会でご審議をいただきまして、そのまとめとして低入札価格調査の実施に関しては、さまざまな意見が出されたことから検証を行うという意見を付して了承するとされておりまして、約1年経過することから、現時点で報告をさせていただくものでございます。

①の調査対象につきましては、予定価格の90%未満、総合評価落札方式の場合は予定価格の90から92.5%の変動制となりますが、落札候補者を対象にしております。②の低入札価格調査につきましては、落札候補者通知日の翌日から起算して2日以内に調査書類を提出していただきます。③の技術者配置につきましては、主任技術者と同等の技術者を別途配置。これにつきましては契約額の3,500万以上の土木一式工事と、建築一式工事の場合は7,000万以上の工事が別途配置となります。または主任技術者を専任配置ということで、3,500万未満の工事と7,000万未満の建築一式工事が専任配置させていただきます。④の辞退、落札候補者の辞退につきましては可能としておりまして、ただし、年3回以上の辞退で入札参加制限がかかるということで取り組んでおります。

2の調査の実施状況でございますが、平成29年度以前は契約後確認調査ということでやっておりますので、発生状況等を比較しております。まず、発生率のほうを見ていただきたいのですが、平成30年12月末時点の数字でございますが6.4%となっておりまして、平成27年度以降大体同じぐらいに推移しておりまして、低入札価格調査制度の導入による変化はないという状況になっております。また、これまでのところ3回辞退して入札参加制限になったという業者はおりません。また、調査対象となって調査の結果適正な履行ができないという業者もいないという状況になっております。

3の入札動向でございます。グラフ上の折れ線グラフの平均落札率のところを見ていただきたいのですが、平成30年9月末時点で92.9%となっておりまして、平成27年度以降変化がないということで低入札価格制度の導入による変化はないというふうに考えております。

4の今後の予定でございますが、受発注双方において、現時点で制度導入に伴う問題は特に発生していないという状況であります。また、入札動向への影響が見られないことから、引き続き入札動向の推移に注視しながらこの制度を継続してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは便宜上、エの建設工事等における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいた

します。はい、小澤委員お願いします。

○小澤委員

ご説明ありがとうございました。3のくじ引き発生状況のご案内を聞きますと、だいぶ改善したのだろうということが改めて分かるわけですが、こちらの数字で比較しますと改善も分かるのですが、1つ、全国の他の地域などとの比較でこの32とか40というレベル感は、もし比べられるならどうなのでしょうかと、こちらのほうの発生率の目標値とかもしあるようでしたら、この2点を教えていただければと思います。

○碓井会長

はい、どうぞ、事務局お願いします。

○事務局

全国のくじ引き発生率の状況ですけれども、すみません、今特に数字は持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

○碓井会長

これ、簡易Ⅱ型というのは、別に全国共通で行われていないわけじゃないですね。

○事務局

そうです。ややこしいんですけど。

○碓井会長

はい。くじ引きの発生率は調べられるかもしれないけれど。

○事務局

委託業務のくじ引き発生率というものの数字を、他県の数字は、今は持ち合わせておりませんので申し訳ありません。

あと、くじ引き発生率の目標値ですけれども、当初この制度の導入時には、件数ベースで受注希望型の約半分を簡易Ⅱ型のほうに持っていったという、件数としての目標というものはございました。こちらについては、平成29年度が年度途中でのスタートでしたので、受注希望と簡易Ⅱ型を合わせた数字の中の24%、それから今年度は今のところ受注希望型と簡易Ⅱ型を合わせた数字で31%になっていまして、半分というものには達しておりません。こちらについては、29年度については6月からの施行で入札方式など要件をすでに決定済みの事案が多かったこともあります。それから今年度についてですけれども、表の1、下から2段目の総合評価の従来型、こちらの発注方式を採用されているという案件もかなり増えておりまして、受注希望型から簡易Ⅱ型でなく従来型のほうにしている案件も相当あるので、受注希望型プラス簡易Ⅱ型っていう中では、半分とは取れないということになっております。

○碓井会長

他に。吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

いわゆる総合評価落札方式を用いるのは、くじ引きの関係を減らしたいとおっしゃっているのだけど、簡易Ⅱ型の試行で委託業務は増えていますよね。確かに舗装工事は多少ちよっと減るのかな、発生率が。だから、さっき評価項目の改正何とかしたいとおっしゃったのだけど、根源的な解決策になるのかちよっと心配な状況がございますので、その辺はどうお考えでしょうかね。

○事務局

簡易Ⅱ型のくじ引き発生状況が昨年より増えているというものは、今年度地域加点の対象範囲を昨年は上の表の3のところの今①と書いてあるところのさらに狭くした「市町村単位」というものが加点項目としてありました。ただ、こちらについては、発注機関によってそこまで絞れるところと絞れないところがありまして、地域間で不公平がありましたので、その加点をやめたことによりまして、そうしたところでは差が付きづらくなってということもありまして、若干くじ引き発生率が多くなっているのではないかと思います。

それから、従来型におきまして、今年に入って若干くじ引き発生率っていうのは増えているっていうことはございまして、これは総合評価落札方式を採用した案件が増えている、その中でももともと受注希望型競争入札においてくじ引き発生率の高かった地質調査等が従来型の総合評価を採用するっていうケースが増えておりまして、それがくじ引き発生率を高めているという要因になっているかと思えます。

○碓井会長

はい、他に。どうぞ、湯本委員。

○湯本委員

11 ページの6のところですけども、特に個別の発注機関を出すと、長野建設事務所などは先ほど説明してもらったので理解していかどうかもちょっと判断が苦しいところですけども、いずれにしてもこの地域加点というのを重要点にする中で、今後その運用の要請ということで、果たしてこれで理解していいのかどうかっていう、10の10っていうのは、その辺いかがですかね。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

はい。ご質問いただきましたとおり、長野建設事務所管内においては簡易Ⅱ型を10件行って、それが全てくじ引きとなっているということでありまして。この案件については、先ほど資料の説明でも申しましたとおり、選択制の評価項目の中で本店の所在地、それから

技術者の専任配置というこの2項目を全て選択しておりまして、結果的にこの建設事務所管内では応札者の多くがその加点の両方を得ていまして、結果的に全く差がつかずくじ引きというふうになっているところです。加点項目について案件ごとに幅を持たせるように現在お願いしている中で、長野建設事務所では今後発注する案件で評価項目を変えた案件を織り交ぜて発注していくという予定であるということをお伺いしております。その入札情報をまた注視させていただきまして、その効果の検証と改善に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。はい、藏谷委員どうぞ。

○藏谷委員

11 ページの舗装の関係で、5、舗装工事におけるくじ引きうんぬんで、平成30年12月末、簡易Ⅱ型で50.7%。前年が57%でしょう、1割ぐらい減っているのですが、受注希望型の発生率と総合評価の簡易Ⅱ型とほとんどイーブンで、ちょっとお聞きしたいのですが、従来型って何でしたっけ。これ、従来型がコンサルも舗装もすごく数字が低いよね。だったら簡易Ⅱ型なんかやらなければよかったかなと思ったのだけど。従来型って何でしたっけね。

○事務局

すみません、便宜上従来型という表現にしておりますけれども、従来型といいますのはこちらで従来からやっている、例えば工事ですと工事实績等簡易型、委託ですと技術者実績等簡易型ということで、まず会社の業務実績・業務成績、それから配置予定技術者さんの担当実績、それから成績。あと、社会貢献、継続教育等の技術研さん等々、多岐にわたる項目で評価項目としているものでございます。

○碓井会長

考慮に入れられる評価項目が多数に及んでいると、こういうことですね。

○事務局

はい。おっしゃるとおり、価格以外点の評価項目が多く、また配点も高いので、企業によって応札者によってその差が現れやすい、すなわちくじ引きが発生しづらいという状況にあります。

○藏谷委員

で、その方法でくじ引きが多かったから、簡易Ⅱ型を作りましょうということではなかったでしたっけ。違うのですか。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

簡易Ⅱ型を導入した経緯は、金額だけでの入札の受注希望型においてのくじ引き発生の多発を受けて、その従来型と言ってしまいますけれども、そこまでいかない少ない項目で差を付けようということで、簡易Ⅱ型というものを始めた経緯があります。

○藏谷委員

じゃあ、そのくじ引き発生率を抑えるためには、舗装で言ったら従来型のほうに受注件数を増やすか、それかその評価項目で点数の差がつきやすいほうにもう少しスライドするかという二本立てででしょうかね。チャレンジしてください。多分そう発生率は変わらなくても、多少下がっても10者の同点と5者・3者の同点とでは、受注金額からすると確率が違うんですね。ですからやっぱりその辺もちょっと見ていただくと、かなり受注確率が上がればこの制度の効果があったのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが。

○碓井会長

はい。他にいかがでしょうか。それでは、まずこのエのほうについてご報告で承りましたということで、よろしゅうございますか。

では、続きましてオの「低入札価格調査の実施状況」のほうにつきまして、ご質問やご意見がありましたらお願ひいたします。資料7のほうです。はい、藏谷委員どうぞ。

○藏谷委員

はい。12 ページで、調査の基準を厳しくしても、まだ74 調査対象件数のうち、辞退された人は8者ということで、9割の方はこのまま仕事を続投するということだと思っておりますが、この制度を入れた目的は、低入札をやめましょうと。改正品確法にのっとってという趣旨が強いのか、それとも低入されても、それだけ意欲があるならば施工するチャンスをあげましょうというのが強いのか、どちらのウエイトが強いのでしょうか。

○事務局

低入札調査を始めたきっかけは、やっぱりダンピング受注の防止といたしますか、低入札価格での応札の防止でございます。

○碓井会長

はい、藏谷委員どうぞ。

○藏谷委員

これだけ規制を厳しくしてもまだ9割が施工するということになると、1番から4番までの条件がもう少し厳しくされてもいいのかなというふうに私は思います。以上です。

○碓井会長

はい。他にいかがでございましょうか。では、これの報告を承ったということによろしくございますか。はい。それでは、これも報告を承ったということにさせていただきます。

カ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画

○碓井会長

それでは続きまして、次のカ、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画」につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

私のほうから資料8-1、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画」について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

この計画につきましては、一昨年の9月の審議会におきまして、今後計画を策定する予定ということで報告をさせていただきましたが、昨年11月に計画を策定しましたので、計画の概要について報告をさせていただきます。資料の1、この計画の位置付けでございますが、この長野県計画は平成29年3月に施行されました「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」、通称で「建設職人基本法」と言われておりますが、この法律に基づく都道府県計画でございます。この建設職人基本法ですが、(1)の法の目的につきましましては、「建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注、民間発注を問わず国及び都道府県等に対策を求めるもの」でございます。(2)ですが、法律に基づきまして国の基本計画が平成29年6月に策定されました。(3)の都道府県につきましましては、法律で「国の基本計画を勘案して計画を策定するよう努めるものとする」とされておりまして、これにより昨年11月22日に、長野県計画を策定したところでございます。2の計画の策定経過ですが、長野県計画につきましましては、国の基本計画や枠内に記載があります推進会議でのご意見を踏まえまして策定しております。3の計画の概要ですが、計画の目的につきましましては、本県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。(4)ですが、計画を推進するための施策の一部を記載しております。枠内の最初の行の「安全衛生経費の適切な積算、下請負人までの確実な支払」、それから最後の行の「社会保険等の加入の徹底」や、週休2日等の「働き方改革の推進」など、いろいろな側面から安全や健康の確保を図るという、総合的な計画となっております。

次の資料8-2をご覧ください。より詳細な計画の内容です。資料の真ん中の列になりますが、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、1から7までの施策を行うという計画となっております。この計画を推進するための契約に関する施策について説明させていただきます。施策の項目の1を見ていただきますと、建設工事の請負契約における経費の適切な積算等とありますが、この施策を推進する具体的な施策につきましましては、その右側、一番右側の列に「主な施策・取組」として記載してございまして、①最新の労務単価等を反映した予定価格設定、②適正な労働賃金支払を評価する入札制度（総合評価落札

方式)等の施策を行うこととしております。また、施策の項目の一番下7でございますが、「7 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策」におきましても、その右側の列、「主な施策・取組」欄に契約に係る施策の記載がありますが、このような施策・取組によりましてこの計画を推進していくこととしております。この計画を推進するための契約に係る施策は、現在のところ既存の施策のみとなっておりますが、計画につきましては、今後必要に応じて見直しを行いまして、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を推進していくこととしております。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご報告につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

この計画拝見しまして、大変いい内容になっているかなと思っています。その中で、1つお聞きしておきたいのは、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策の7の(2)でございます。建設キャリアアップシステムの活用・推進とあります。これは、昨年12月中旬にいわゆる建設業等をはじめとする人材の確保のために、外国人労働者の拡大といいますか、それを広げるための出入国管理法改正に関連しまして、この建設キャリアアップシステムが朝日新聞の朝刊の1面で取り上げられましたので、皆様ご承知のことかと思えます。で、実は建設職員といいますか、鉄筋工なりあるいは左官工なり、あるいは型枠工なり、そういった建設技能労働者につきましては、平成9年ピーク時に455万人いたのですけれども、現在は330万と非常に大きく減少しております。それで、その中身としても大変高齢化が進んでおって、若い人が入ってこない。それは3Kというようなイメージもありますので、入ってきにくいという若い人の考えもありますでしょうし、それから技能労働者のいわゆる将来への道筋というか、それがなかなか不安だという声も非常にあります。そういう面で、この建設キャリアアップシステムというのは、いわゆる技能労働者のキャリアアップの道筋を示すこと、それから技能労働者が適正な評価と処遇を受けられていくということが非常に重要でございますので、技能労働者の資格等の情報とか、あるいは現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積しようとする、そういうシステムなのですね。それで官民挙げてこれまで検討を進めてまいりまして、うちは建設業振興基金というところで昨年末、システムの開発を終えまして、本年4月から運用を開始すると。いわゆる全国で330万人の技能労働者を取り込もうと、そういうシステムなのです。大変大規模なシステムで、これやれば大変な効果だと思っておりますし、それからやっぱり先ほど言いました技能労働者については、今後5年間で4万人と言っていますけれども、建設技能労働者について外国人については、これを義務付けしようというのが新聞ではそういうふうに書いてありますし、もちろん一般の労働者は任意のようでございます。そのように聞いておりますけれども、これについて長野県ではどういうふうな取り組みをされているか、これから業界挙げてやらないと大変なことだろうと思っておりますので、県当局、それから藏谷さん、あるいは湯本さんもおられると思っておりますけど、その辺のところをもしお聞かせいただければありがたいと思っております。

○碓井会長

藏谷委員、お願いします。

○藏谷委員

先生おっしゃるとおり、世界で初めて技能者のデータベース作るんです。で、大賛成で最初に申請したのが当社です。2月27日からもう始めます。現場でカードリーダー設置して、オープニングセレモニーとマスコミをお呼びして始めます。で、大手がほとんどですが、地域建設業で入っているのが長野県1社と、島根県1社。あとは全部大手です。で、地方は地方なりに工夫をして、このキャリアアップシステムをしっかり運用をして、そして技能者さんのレベルアップあるいは待遇改善のために前向きに扱うということです。

それから、もちろん建設業協会も今大きな課題の1つでありますので、長野県がそのトップを走っているというふうには私は思っていますので、いろんな意見交換のときに県の当局ともいろんなお話をして、支えていただくようなシステムができていますので、見守っていただければというふうに思います。

○碓井会長

どうぞ、吉野委員。

○吉野委員

技能労働者にそれぞれカードをおそらく持たせるのでしょうか？

○藏谷委員

4種類あるんですよ。

○吉野委員

で、それを提示させるのでしょうか？

○藏谷委員

そうです。

○吉野委員

そういうシステムだと思いますけど、全技能労働者に渡すという、そういうおつもりですね。

○藏谷委員

1年目は100万って国で言っていましたけど、当社は取りあえず1億円以上の現場に携わるような協力会社にカードリーダーを、下請けの会社で作ってもらわなきゃいけないですから、呼び掛けてお願いしよう。絶対嫌だって言ったら、強制じゃありませんけど、3年ぐらいすると多分このキャリアアップのカードを持っていないと国交省の現場入れな

くなるかもしれないというふうにも思っています。今、そんなことないって言っていますが、担当者。なると思います。ある意味で ID カードですよ。

○碓井会長

何か事務局のほうから補足ありますか。

○事務局

今、2つの面があると思うのですが、どちらのコメントがよろしいのか、そのキャリアアップシステムのほうなのか、外国人のほうなのか、どちらのほうでしょうか。両方ですか。

○吉野委員

私は一般的なほうで申し上げた。外国人については、ちょっと補足的に申し上げただけです。

○事務局

じゃあ、キャリアアップのほうでよろしいですかね。ということでキャリアアップシステムについては、今藏谷委員がおっしゃったような民間の動きも承知しておりまして、これから始まるということで施策等のほうにも記載しているとおり、また今後いろんな講習会等ある中で、これの活用について呼び掛けていくという対応はまず1つやるのですが、やはり私どもが一番関心を持っているのは、登録が進んで技能労働者のデータがたまっていく中で、やはりそういったその中で例えばレベルの高い技能労働者というデータが出てきたときに、私どもの工事の中でそういった方を使う場合の評価を高めていくのか、あるいは例えば表彰制度なんかを設けていくときに、こういったシステムを活用できないかとか、そういった活用の面で検討させていただこうというふうには考えております。

○碓井会長

他にいかがですか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員

この計画の特色が、国の基本計画ではない県と独自の計画、建設工事従事者の健康保持増進の取り組み・方針とありますが、この概要書ではそれがどの辺に該当するのかというのが1つ。5番辺りでしょうかね。それと、この計画、安全と健康確保ですね、このいろいろたくさん施策・取り組みありますけれども、この施策・取り組みと、契約の取り組みとの接点というか、連動性といいますか、どの辺のところを契約の取り組みに反映させればいいのかっていうその辺のところ、もうちょっとご解説いただければと思います。

○碓井会長

はい、どうぞお願いします。

○事務局

最初のご質問ですが、県独自の健康への取り組みのところですが、ご指摘いただいた資料8-2の真ん中の施策の5のところですね、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発というところになりまして、具体的にはこの施策・取組の欄⑤になります。こちら、講習会等へ講師、保健師ですとか管理栄養士を建設業の団体さんですとか、状況によっては個別、個々の企業さんのほうへ派遣するとか、あとパンフレット配布ですとかメールマガジン配信等によりまして、健康維持や健康経営の取り組みを支援するといような内容で、これを独自の施策として記載しております。

すみません、2つ目のご質問の契約に関する施策と、計画の中に取り込んでいくとはどういう趣旨でしょうか。

○渡辺委員

この審議会では契約制度について審議するわけですが、それをこの安全・健康の確保の施策・方針をどう反映させたいですか。一応契約の制度がここで考えられると思うのですが、その中にこれをどのように取り込んでほしいのかって、そういう趣旨があってこれが出ているのかなと思っていますけど。

○事務局

契約に関する施策をどう取り込むかというよりも、その真ん中の列の1から7というのが計画を推進するための施策ということで、その施策を推進するために必要な施策、具体的な施策として右側の列、「主な施策・取組」を行うという計画になっております。

○碓井会長

これは、すでにあるものを落とし込んであるっていう雰囲気ですよ。

○事務局

そうですね。今のところそうですね。

○碓井会長

だから、この計画によって私たちが何か今から取りまなきやいけないっていうようなメッセージは必ずしも出てこないのです。

○渡辺委員

これはこれでこういうのがあるよっていう、そういう意味ですね。

○碓井会長

ええ。「はい、分かりました」でいいかと。

○渡辺委員

この契約審議会が出たので、何かそういう契約との関連があるのかと。

○碓井会長

よく言えば、私たちが今まで努力してきたことがこの計画の中にももう支えるものとして組み込まれているのです。そういうふうに理解していい。

○渡辺委員

もうここに入っているのですね。明示はされていないけれども。

○碓井会長

そういうことですね。事務局それでいいですね？

○事務局

そうですね、はい。

○碓井会長

だから、長野県の箇所ほとんどが、私たちの関与してきたことだと。

○渡辺委員

安全は確保していただきたいので、何か契約制度の中で安全促進ができるように制度を考えていくのは本当によいことだと思います。

○碓井会長

他に何かありますか。藏谷委員、どうぞ。

○藏谷委員

報告事項で今報告いただいて立派な計画だと思いますけど、今後必要に応じて見直しうんぬんっていうのがありましたので、現実的にここ2～3年、夏の猛暑ですよ。35度、40度。そこで100度の舗装かき回してよく熱中症で倒れないなど思っているのが僕らの現状で、現状の中で、猛暑対策みたいなものを見直すときにちょっと入れてもらえればなど思います。吉野先生、国は猛暑補正やると言っていますけどね、35度以上になったら。先ほどの話だけど、休憩時間を増やせ、増やせって。そうすると半分ぐらい休憩していたらどうなるって思っちゃったけどね。この後補正になるじゃないですか。そういうことも含めて、これ契約に非常にリンクしてくるので、部屋の中で仕事している人は別ですけど、僕らみたいな屋外産業は特に最近の猛暑を敏感に感じていますので、見直されるときにまたそちらのほうも目を向けてもらえたらありがたいと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございます。では、よろしゅうございますか。これ、13ページの一番下に計画の特色の(2)にある程度関係しますが、この計画を推進していくときには藏谷さんのような民間も含めて、特に労働局、そのスクラムを組んでやっていただく必要があ

るので、その行政の連携がどの程度になっているのか分かりませんが、強気に押し進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

キ 森林整備事業の入札の状況等

○碓井会長

それでは、次が報告事項キの「森林整備事業の入札の状況等」につきまして、まず事務局からご報告をお願いします。

○事務局

私からは森林整備業務の入札の状況等についてご説明させていただきます。

資料9をご覧ください。森林整備の入札の状況等につきましては、取組方針策定以来、森林整備業務については報告する機会がございませんでした。今回初めてのご報告となります。まず森林整備業務の内容ですけれども、間伐ですとか、収穫にあたります主伐、あと植栽や下刈りといった業務があります。変わっているところでは、伐採木の販売というところもございます。

入札方式とダンピング対策につきましては、建設工事と同じものを適用しております。総合評価落札方式につきましては、予定価格200万円以上、あと評価項目につきましては、変わったところでは従業員の有害鳥獣捕獲に従事することや、消防団協力事業所の表示といったことを評価項目としております。

5の入札の状況でございます。発注件数は、年間80件程度。1カ所あたり執行額は平均約320万から410万円でございます。で、先ほど建設工事の低入札価格調査の発生率がありましたけれども、森林整備業務はそれよりも発生率が高い状況になっております。あともう一点特徴としましては、不調・不落が目立つというところでございます。私からは以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご報告について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

5の入札の状況のところの2)、3)、いわゆる低入札価格調査の発生率が大変高い、それから不調・不落が目立つとなっておりますけれども、その辺はなぜこういうことなのか、森林については。それをちょっと教えてください。

○碓井会長

どうぞ、お願いします。

○事務局

まだ簡単にしか分析していなくて申し訳ないですが、今後分析をしてご意見をうかがっ

ていこうかと考えています。低入札価格調査は、その入札制度上応札者5者未満は予定価格の87.5%となってしまうところがありまして、平均応札者数は3.3とか、2.8とか2.2というところがありまして、自然と失格基準価格が判明してしまっていてそこを狙ってくるのかなっていうところは予想していますけども、じかに入札された方に聞いているわけではないですから、ここの辺はもうちょっと研究していきたいなと考えています。

あと、不調・不落が目立つことですが、1つはいろんな事業、県ばかりじゃなくて市町村ですとか国ですとか、あと林業事業体の方自ら林業生産されているのがありまして、一応自然相手ですので、その時期が重なってしましまして、そういった観点から不調・不落が発生するのではないかとということも原因の1つだと考えていますが、この辺も深く今後考えていきたいと思えます。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。それでは、これはご報告を承ったことにさせていただきます。

ク 清掃業務、警備業務等の最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

○碓井会長

続きまして報告事項ク、「清掃業務、警備業務等の最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」につきまして、事務局からご報告願います。

○事務局

資料10についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まずもって申し訳ございません。事前に委員の方にお送りしました資料につきまして、今回ご提示したものについて訂正したい部分がございますので、ご確認をいただきたいと思えます。まず17ページの最下段のところに、最低制限日額の算定過程の端数の注釈を付けてございます。もう一つございまして、18ページのところのグラフの部分の最低制限日額の数字を一部修正していますので、ご確認をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、内容についてご説明させていただきます。清掃及び警備業務等の最低制限価格制度等の最低制限日額の改定につきましては、平成27年第3回の契約審議会におきまして審議をいただき、28年度から清掃・警備業務等の入札において、最低制限価格制度や低入札価格制度を導入してきているところです。

今回、その算定の基礎となります最低制限日額を平成31年度の国土交通省の建築保全業務労務単価が、昨年の12月に改定されたことに伴い、改定するものです。資料の1の目的・概要です。記載にございますように、ダンピング受注の防止を図って、受注企業の適正な利潤の確保と担い手の育成を目指していくという取り組みで、取組方針18番に記載にされている内容です。続きまして2の算定方法です。庁舎等の清掃契約業務の予定価格の算出にあたっては、国土交通省の建築保全業務積算基準及び最新の労務単価により適切な算定を行っているところです。その上で予定価格算定の際の労務単価を、長野県最低賃金額をベースとした技術者区分ごとの最低制限日額を設定し、この労務単価を置き換えて、最低

制限価格等を算定しているものです。技術者の区分ごとの最低制限日額につきましては、長野県最低賃金額に8時間及び労務単価が最も低い技術者清掃員Cの労務単価を基準とした労務単価比率を基に定めてきているところです。最低制限価格の範囲は、予定価格の10分の6から10分の8としているところです。(3)の清掃等の低入札価格調査におきましては、積算内容ですとか、同時業務の契約状況、履行実績、経営状況等を調査しているところです。

今回この改定にあたりまして、3のところにございますように、昨年10月1日に長野県の最低賃金が改定されておりまして、また12月19日には国土交通省の建築保全業務労務単価の改定が行われているところです。資料の17ページをご覧ください。長野県の最低賃金の推移、先ほどお話しさせていただいた国土交通省の建築保全業務労務単価の推移を表しています。各年の清掃員Cの単価を基準とした労務単価比率も網掛けの部分で表しているところです。これらを基に算出した最低制限日額が表3に掲載されています。具体的には、例えば平成31年度の最低制限日額について見ますと、基準となる清掃員Cでは、3の網掛けの「清掃員C」のところをご覧くださいと思います。長野県の最低賃金は、昨年10月1日以降821円となっております、それに8時間を掛けて労務単価比率1を掛けた6,570円という数字が3の最低制限日額の改定の部分の一番右の列のところに網掛けで表しているところです。この単価を基礎としまして、例えば清掃員Aですと、労務単価比率が1.38ですので、9,066円という形になりまして、この単価を、予定価格を算出した際に用いた労務単価と入れ替えて、最低制限価格もしくは低入札価格基準を算定するものです。

続きまして18ページをご覧くださいと思います。このように算定いたしました最低制限日額と長野県の最低賃金、毎年5月に県で独自に行なっております賃金実態調査で確認された実態賃金及び落札率を表で28年度からの経緯を表したものでございます。さらにグラフにしたものがその下のものになりまして、グラフの一番下が最低賃金でして、真ん中が実態賃金、一番上が最低制限日額となっております。どれも全技術者の平均を採用しています。グラフを見ていただきますと、最低賃金、最低制限日額の上昇とともに、実態賃金のほうも上昇している結果となっております。これらの取り組みと併せまして、複数年契約の導入等によりまして、初期の目的の適正な利潤の確保と担い手の中長期的な育成を引き続き目指して取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。説明は以上です。

○碓井会長

ありがとうございました。只今のご報告につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。はい、湯本委員。

○湯本委員

17ページのところですけれども、清掃員の方がA・B・Cとか、あと警備員の方のA・B・Cとかそれぞれあるのですけれども、おそらくそれぞれ保有されている資格等によって多分違うというふうには思うのですけれども、これ実際の区分的にはどんな人的な範囲でこれをされているかっていうのはわかりますか。

○事務局

ここで設定しています技術者の区分、清掃員 A とか B とか、警備員の A とか B とかいうものは、あくまでも業務の内容に応じて各作業を行うための必要業務量、いわゆる標準歩掛です。それに乗じる労務単価についての技術者区分です。これは、予定価格を算出するために、技術者区分を設けているものでして、実際に従事するにあたって、必ずしもこの技術者を求めているものではないということをお話させていただいた上で、昨年5月に調査いたしました賃金実態調査の結果から申し上げますと、例えば清掃員 A ですと、全体で調査した 148 人のうち 29 人、約 19.6%が清掃員 A として、清掃員 B は 61 人 41.2%、清掃員 C が 58 人で 39.2%といった割合となっております。警備員につきましては、警備員全体で 119 人調査いたしまして、そのうち警備員 A といわれる区分でご申告いただいたものが 7 名、5.9%にあたります。警備員 B が 42 名で、35.2%。警備員 C が 70 名で 58.9%でした。あと設備管理の関係の技術者は、全員で 22 名ですけれども、保全技師補が 2 名で 9.1%、保全技術員が 11 名で 50%、保全技術員補が 9 名で 40.9%という割合になっていました。

○確井会長

そうすると確認ですが、積算をするときの数え方と、実際に委託業務を受注した業者がどれだけの人員配置で臨むかは別問題だというふうに理解してよろしいですか。

○事務局

そのとおりです。

○確井会長

はい。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それではこれもお報告を承ったということにさせていただきたいと思えます。

ほぼ報告事項も含めまして議題が進行しましたが、何か他にございますか。

それでは以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。それでは、事務局お願いいたします。

4 その他

○井上企画幹

どうも確井会長ありがとうございました。他の委員の皆様、慎重審議をありがとうございました。では、次第の 4 「その他」でございます。事務局から平成 31 年度の審議会の開催についてでございますが、準備がまた整い次第、日程調整のご連絡を差し上げるところでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。他に委員の皆様から何かございますか。

5 閉会

○井上企画幹

それでは、以上をもちまして平成30年度第4回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(終)